

特別条件付保険特約条項 (5年ごと配当付終身保険)

(平成20年6月2日改正)

第1条 (特約条項の適用)

保険契約申込の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、普通保険約款のほか、この特約条項を適用します。

第2条 (特別条件)

この特約により保険契約に付ける特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によります。

(1) 保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または高度障害状態（普通保険約款表

1）に該当したときは、死亡保険金額につきの割合を乗じて得た金額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額として普通保険約款の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症（別表1）による場合には、死亡保険金額と同額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額として普通保険約款の規定を適用します。

死亡日または高度障害状態 該当日の属する保険年度	削 減 期 間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

(2) 特別保険料領収法

(ア) 普通保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき保険料とします。

(イ) 普通保険約款の規定によって普通保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。

(ウ) 特別保険料に対する解約返還金はありません。

第3条 (普通保険約款の規定の適用除外)

この特約付契約については、普通保険約款に定めるつぎの各号の取扱は行いません。

(1) 払済保険への変更。ただし、保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、払済保険への変更を取り扱います。

(2) 保険料払込期間の変更

(3) 5年ごと配当付養老保険特約への変更。ただし、保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、5年ごと配当付養老保険特約への変更を取り扱います。

(4) 保険料のステップ払込方式の特則を適用しない保険契約への変更。ただし、保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後で、普通保険約款の規定による保険料払込の免除が行われないときは、保険料のステップ払込方式の特則を適用しない保険契約への変更を取り扱います。

(5) 保険料の払込完了特則の適用。ただし、保険金額削減支払法の場合は除きます。

別表 1 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	